



里山のたまり場 ども広場

元気に育ち、地域で活躍する いばらきの青少年や若者

県では、青少年の健全育成と若者の活動の支援を進めています。その一環として、この4月1日から「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」が施行されました。

青少年の健全育成や若者の活動を支援します。

青少年が健全に成長するとともに、若者が社会における役割を担っていくためには、青少年の健全育成と若者の活動の支援に取り組む必要があります。このため県では、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」を平成二十二年四月一日から施行しました。（詳細は次ページをご覧ください）今回は、「元気に育ち、地域で活躍するいばらきの青少年や若者の様子をご紹介します。」

里山のたまり場 ども広場 ～共同作業を通じて青少年を育成～

「里山のたまり場 ども広場」は常陸大宮市立御前山中学校の裏手の里山にあります。地域や里山ネット



出来上がったツリーハウスにて

ワークの皆さん、子どもたちなど幅広い世代が関わって活動しています。ども広場がオープンしたのは、昨年の七月二十日。その半年前から広場のシンボルになっているツリーハウスの建築を始めました。現在、二棟目のプロジェクトが進行中です。里山のたまり場の大久保昌義さんは「キーワードは、共同作業。現場で体験する共同作業を通して、子どもたちはいろいろなことを学んでいます。」と話していました。

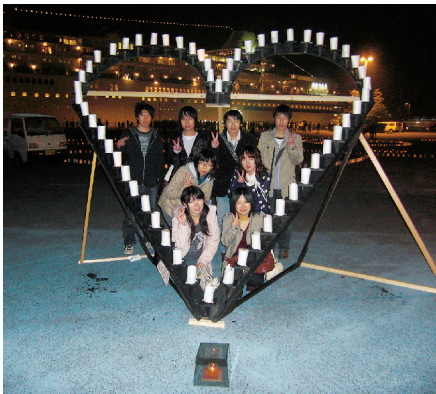
茨城大学 子どもふれあい隊 ～大学の廃校を活用して活動～

茨城大学のサークル「子どもふれあい隊」は、平成十九年から毎年八月の中旬ごろ、大子町の廃校を活用して「初原ぼっちの学校」で二泊三日のキャンプを開催しています。五月から準備を始め、三十人ほどの学生によってすべ

てを進行します。小学三年生から中学二年生が対象で、大子町や水戸市から四十人の子どもたちが参加し、定員を超え



元気な子どもたちと過ごす充実した時間



キャンドルでつくるイルミネーション

「まちの人に支えられて広がってきた活動を継続させたい。今後は地域で活動する団体との連携を深めたいと考えています。」と、副代表の井坂勇方さんは話していました。

茨城大学生・常磐大学生・二十代の社会人の十五人が活動する「みと青年会」では、環境保全を中心とした取り組みに力を入れています。夏と秋に開催するキャンドルナイトは、環境問題を考える機会にと、水戸青年会議所と共同で開催しており、水戸芸術館や水戸駅に市民参加でろうそくのイルミネーションをつくっています。

みと青年会
〜環境保全活動で地域と連携〜

「全員でキャンプという目標に進み、やり遂げた時は充実感があります。今後はキャンプ以外でも子どもたちとのふれあいを深めていきたいです。」と話す隊長の池上貴之さん。

る応募があるそうです。

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成22年4月1日施行)



青少年に関する条例が全面改正され、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」となりました。

みんなで青少年の健全育成や若者の活動の支援、青少年を取り巻く環境の整備に取り組んでいきましょう。

※「青少年」:0歳から18歳未満の者



改正条例の主な遵守事項

○ **深夜(夜11時から翌朝4時)に青少年を外出させないようにしましょう。(第33条)**

青少年の深夜外出は、非行や犯罪被害につながりやすいため、たいへん危険です。

- ◆ 保護者は、深夜に子どもを外出させないように努めなければなりません。
- ◆ 誰でも、保護者の承認を受けずに、深夜に青少年を連れ出したりしてはいけません。

[罰則] 青少年の連れ出しなどの違反をした場合:30万円以下の罰金

○ **深夜に青少年を入場させてはいけないお店があります。(第34条)**

映画館、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェは、深夜に青少年を入場させてはいけないことになっています。(映画館は新たに追加)

[罰則] お店が深夜に青少年を入場させた場合:30万円以下の罰金



○ **青少年の入れ墨(タトゥーを含む)は禁止されています。(第36条)**

誰でも、青少年に対し、入れ墨をしたり、させてはいけません。青少年が一時的な好奇心で入れ墨を入れると、容易に消すことができなかつたり、消すために多額の費用がかかるなどして、後悔するおそれがあります。また、器具から感染症にかかる危険性があります。

[罰則] 違反した場合:50万円以下の罰金



○ **青少年の非行を助長してはいけません。(第38条)**

誰でも、青少年に対し、次の行為を行うよう勧誘したり、強要したりして、青少年の非行や不良行為を助長してはいけません。

- わいせつな行為
- 暴行、恐喝、窃盗、器物損壊、監禁等
- 家出
- 飲酒、喫煙
- 覚せい剤等の薬物の使用
- など

[罰則] 違反した場合:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

